

組 織 及 び 運 営 の 合 理 化  
に 資 す る た め の 意 見 書

(平成20年度会計定期監査結果報告添付意見)

平成21年11月

島 根 県 監 査 委 員

# 目 次

I	本年度の意見	1
	<b>一般会計及び特別会計</b>	
1	債権管理について	1
2	不用なパソコンの集中処分について	2
3	看護師の確保について	2
4	研修環境の改善について	3
5	タクシーチケットの適正管理について	4
	<b>企業会計</b>	
1	病院事業の運営について	5
	(1) 中央病院	5
	(2) こころの医療センター	6
	(3) 病院全事業	7
2	電気事業の運営について	9
3	工業用水道事業の運営について	9
4	水道事業の運営について	10
5	宅地造成事業の運営について	12
6	企業局全事業について	12
II	昨年度の意見に対する措置状況の評価	13

この意見書は、地方自治法第199条第10項の規定に基づき組織及び運営の合理化に資するための意見として述べたものであり、今後の行財政運営に当たり留意するとともに、改善措置について検討されたい。

なお、昨年度述べた意見については、その措置状況を「評価するもの」、「措置状況を見守るもの」及び「引き続き改善措置を求めるもの」の3分類に整理して末尾に掲げたので、これに留意のうえ、引き続き改善に努められたい。

## I 本年度の意見

### **一般会計及び特別会計**

#### 1 債権管理について（各部主管課、出納局）

平成20年度における県税以外のいわゆる税外収入（負担金、使用料、貸付金等）に係る未収金は、総額では23億1千万円余（うち一般会計分1億3千万円余、中小企業近代化資金貸付金19億2千万円余、母子・寡婦福祉資金貸付金2億円余等）にのぼっている。

債権管理事務については、健康福祉部における一部貸付金の管理事務について不適切事案が明らかになり、また個別の債権管理事務では複数の部局で、督促状の発送、債権管理簿の整理等において、島根県会計規則等に基づく取扱いがされていない事例も見受けられたところである。

については、適切な債権管理に向けて、昨年度策定された「島根県債権管理マニュアル」の更なる周知、徹底を図るとともに、マニュアルに記載された債権回収方法の実効性を高めるための具体的方策について検討されたい。

一方、個別の債権のなかには、消滅時効の期間が経過したものの時効の援用がなされない債権や、債務者の死亡・行方不明、破産・解散等により回収・整理が事実上困難になっている事例も見受けられるところである。

回収が困難で、かつ、回収を取りやめることが真にやむを得ないと認められる債

権については、あくまで回収することが原則ではあるが、より効果的な債権管理に資するため、他県における取扱い事例等も参考にしながら、債権放棄や不納欠損処分に係る統一かつ明確な基準のもとに、適切な運用を図ることができる債権整理の仕組みづくりについても検討されたい。

また、各部局にあっては、必要に応じて個別の債権管理マニュアルの作成や見直しを行うとともに、滞納の初期段階における迅速な対応や滞納者の状況把握、交渉経過の記録の整理など、実態に応じた適切な債権管理業務に努められたい。

## **2 不用なパソコンの集中処分について（各部主管課、出納局）**

行政ネットワーク用パソコンの調達は、出納局会計課において各所属の希望台数を取りまとめるうえ、集中調達を行うことにより経費の節減及び事務の効率化が図られている。

一方、不用なパソコンの処分については、各所属において物品管理者が不用の決定を行い処分することとなっているが、経費がかかることやデータ消去の課題等から、既に使用されていないにもかかわらず廃棄処分を行わずに保管されている事例が見受けられた。

また、パソコンには金や白金、銅、パラジウム、ニッケルなど多くの希少な金属が含まれていることから、不用となったパソコンを取りまとめて処分することによって、収入を計上した事例もあった。

については、廃棄処分に係る事務の効率化と経費の節減等を図るとともに、情報セキュリティの観点から格納されているデータの確実な消去を行うため、不用なパソコンの集中処分について検討されたい。

## **3 看護師の確保について（医療対策課）**

平成18年度の診療報酬改定で、手厚い看護体制を敷いている医療機関を評価するとともに急性期入院医療での在院日数を短縮することを目的として、入院患者7人に対し1人の看護師を配置する「7対1」の看護基準が新設され、1人1日入院当たりの診療報酬の基本点数（1点＝10円）は、従来の最高であった看護基準「10

対1」の1,269点から286点増加し1,555点となった。このように点数の高い「7対1」看護基準の導入は病院経営の安定にも寄与することから、全国的に看護師の獲得競争が過熱し、地方での看護師不足に拍車がかかる事態が生じている。

本県においても、離島・中山間地域や中小病院を中心に従来から看護師の確保が困難な状況があったが、新たな「7対1」看護基準の導入などにより、看護師不足による病棟休止など医療機能に深刻な支障が生じている圏域もあり、地域の実情を踏まえ、地域と連携した対策に取り組むことが急務となっている。

こうした中、県では、平成21年度に全医療機関等を対象として看護職員の需給にかかる実態調査を実施し、平成22年度に「第7次看護職員需給見通し」を策定する予定である。また、有識者会議を設置して、看護職員需給見通しの策定や看護職員確保対策の検討を行うこととしている。

については、看護職員の需給見通しにより、圏域ごとの現状、課題を抽出整理し、養成機関、県看護協会、医療機関、市町村等の関係機関や団体と連携を図り、平成21年度中に設置される予定の地域医療再生基金（仮称）を活用して、効果的な看護師確保対策の取組を一層強化されたい。

#### 4 研修環境の改善について（自治研修所）

厳しい財政状況を受け職員定数削減が進められる中、多様化・高度化する県民ニーズへの適切な対応や地方分権の担い手となる人材の育成が大きな課題となっており、職員個々の能力アップのため研修の重要性が増してきている。そうした中で、自治研修所の果たす役割は一層大きいものとなっている。

現在、自治研修所においては、島根県教育センターと施設を共用して、全県的な研修をはじめ各種の研修を行っているが、研修が重なった日には駐車場が不足し、時には研修センター前の狭い市道に車の列ができ、職員が車両整理を行ったり周辺の市営駐車場を案内するなどの対応を行っている。

研修センターの駐車可能台数は、センター敷地内80台、東側の旧副知事公舎跡地20台の計100台であるが、研修センターでは年間約15,000人の受講があり、この内、研修生が100人を超える日が約60日（平成20年度実績）にもなっている。

については、東側の旧副知事公舎跡地1,418㎡のうち、元庭などの未利用部分約900㎡を駐車場として活用するなど、研修環境の改善を図りたい。

## 5 タクシーチケットの適正管理について（人事課）

公務遂行におけるタクシー使用については、効率的な業務執行や災害等への迅速な対応など具体的な事情に応じ所属長が判断することとされており（平成10年9月28日人発第138号）、職員は使用承認（報告）簿に用務その他所要の事項を記入のうえ、あらかじめ所属長の承認を得ることとなっている。しかし、ここ数年、承認手続きを行わずにタクシーチケットが交付されたり、交付されたチケットを紛失した事例が見受けられた。

タクシーチケットの不適切な管理はタクシーの不正利用を誘発する原因にもなりかねないので、チケットの適正管理について注意を喚起するとともに、適正な使用の徹底を図りたい。

## **企業会計**

### **1 病院事業の運営について（中央病院、こころの医療センター）**

#### **（1）中央病院**

##### **1）医療従事者の確保について**

###### **① 医師の確保について**

医師については、処遇改善や宿舍の整備等により、一定の確保がなされたところである。

しかしながら、平成21年6月現在で定員に対して5名が欠員となっており、診療科によっては医師が1名しかいない状況にあり、今後の診療に支障が出るおそれがある。また、後期臨床研修医も募集に対し充足していない状況にあり、救急の当直勤務により医師の業務が過重なものとなるなど、その勤務環境は依然として厳しいものがある。

については、県民に対して良質な医療を安定的に提供していくために、今後とも積極的に医師の確保に努められたい。

###### **② 看護師の確保について**

平成21年4月から「7対1」看護配置を導入し、入院患者へのより手厚い看護を実現したところであるが、育児休業等の取得者も多数あり、それを円滑に実施するために必要な看護師を十分に確保できていない状況にある。こうした状況が続けば、看護師の勤務環境がより厳しいものとなることが懸念されるとともに、「7対1」看護配置の継続ができなくなった場合には診療報酬が減額となって、経営に大きな影響を与えかねない。

については、「7対1」看護配置を継続していくために、看護師の確保に引き続いて取り組まれたい。

###### **③ 育児休業等後の復帰対策について**

医師や看護師等が育児休業等により長期にわたって休職した場合、高度な専

門性や安全性を要求される医療現場への不安から、なかなか職場復帰が進まないという状況がある。

については、職場復帰が容易なものとなるよう、各人の状況に応じた職場研修の実施や勤務しやすい職場環境づくり等に配慮し、貴重な人材が病院の職場で働き続けることができるように取り組みたい。

#### **④ 院内保育所の開設について**

平成22年4月から開所を予定している院内保育所については、運営方法や料金設定等について十分な検討を行い、医療従事者の確保や働きやすい職場づくりのために、できるだけ有効なものとなるようにされたい。

### **(2) こころの医療センター**

#### **1) 精神科救急入院料の維持への取組について**

センターでは、急性期病棟の整備等を行い、診療報酬の加算が受けられる急性期病棟に係る精神科救急入院料の算定を平成21年4月から開始した。

これは、急性期にある入院患者の短期集中治療の実施と社会復帰支援や地域での生活支援による早期退院・早期社会復帰の促進、措置入院患者等の受入などに積極的に取り組んだ結果であり、経営の安定に大きく寄与するものである。

については、引き続き関係機関と緊密な連携を図り、精神科救急入院料の維持に向けた取組を推進し、経営の安定に努められたい。

#### **2) 長期入院患者等への取組について**

センターでは、総合リハビリテーション部門を中心として、関係機関と連携し、入院患者の早期退院や社会復帰の取組を積極的に推進しており、その結果、平成20年度の平均在院日数は174日と前年度に比較して62日減少している。

1年以上の長期入院患者も減少傾向にあるが、なお平成20年度末において



は、112人と入院患者全体の56.9%を占め、このうち5年以上の入院患者が64人を占めている状況にある。

については、引き続き、長期入院患者の退院促進や社会復帰に向けた取組を推進するとともに、新規入院患者の入院が長期化しないよう努力されたい。

### **(3) 病院全事業**

#### **1) 病院事業中期計画等について**

病院局においては、平成21年3月に、「島根県病院事業中期計画」（平成19年4月策定）を見直し、新たな経営目標や収支計画等を盛り込んだ「島根県病院事業中期計画2009」（計画期間：平成21年度から24年度）を策定した。

この中期計画の見直しを受けて、両病院では、計画の内容を具体化したそれぞれのアクションプランを改定したところである。

については、これまでにおける目標の達成状況や取組の進捗に係る評価・検証を踏まえ、新たな中期計画及びアクションプランの着実な達成に向けて努力されたい。

#### **2) 地方公営企業法の全部適用について**

昨年度の決算審査意見において、地方公営企業法の全部適用の効果をより発揮するため、中央病院とこころの医療センターとが委託業務や購入業務の共同化等を一層推進するよう、病院局での検討を促したところである。

しかしながら、各病院の現場において個々の事業についての検討はなされているものの、病院局全体としての総合的な取組はまだ十分ではない。

については、県立病院課を中心として、両病院で共同化が可能な事務事業を洗い出し、具体的に検討されたい。

### 3) 未収金対策について

両病院における医療費の個人負担未収金のうち1年以上経過したものは、増加傾向にあったものが、平成20年度末は1億4,551万円余となっており前年度末の1億4,700万円余と比べて約150万円の減となり、近年はじめて減少に転じている。これは、両病院において未収金発生抑制及び回収に積極的に取り組んだ結果によるものであり評価されるところである。

しかしながら、未収金は未だ多額に及んでいるため、その縮減に向けて、今後とも引き続き回収に努力されたい。

また、決算書において、この未収金が、今後回収が困難なものも含めて資産として計上されているが、このことは、適正な資産表示の原則から好ましいことではないので、回収が困難なものについては、基準を定めて欠損処理するよう、引き続き会計処理及び債権管理について検討されたい。

### 4) 引当金の計上について

昨年度の決算審査意見として、退職給与引当金及び修繕引当金について、他県の事例や総務省の「地方公営企業会計制度研究会」から平成17年3月になされた報告等を参考に、明確な算定根拠を設定するようにと指摘したところであるが、今年度の決算においては増減されることなく、昨年度と同額の引当金が計上されている。

これは、他県においても明確な基準の設定のもとに計上しているところはほとんどないこと、また、総務省が新たに発足させた「地方公営企業会計制度等研究会」において改めて算定基準等が検討され、その結果に基づいて会計制度が改正される予定になっていることによるものである。

については、今後の制度改正を踏まえ、引当金について適正に算定し計上するようにされたい。

## 2 電気事業の運営について（企業局）

### 1）隠岐大峯山風力発電所の安定運営について

平成16年2月から運転開始した隠岐大峯山風力発電所の設備利用率は、目標の33%に対し、平成18年度は22.4%、平成19年度は19.7%だったが、平成20年度は26.2%となり、運転開始以来最も高い数値を記録した。これは、修理用予備品の確保や地元業者の活用等による故障停止時の復旧処理の迅速化が図られてきたこと等によるものと考えられる。

しかしながら、落雷等に起因する機器の故障による停止は依然として相当の時間数にのぼっており、これまでの諸対策の検証を十分に行うとともに、目標の達成に向けて管理運営手法の確立に一層努められたい。

### 2）江津高野山風力発電所の安定運営について

江津高野山風力発電所は、所定の風況が得られず完了検査が遅れたため、予定より3ヶ月遅れて平成21年2月に運転開始した。

隠岐大峯山風力発電所の教訓を踏まえ、雷被害対策、機器等の故障に対する迅速な復旧措置を盛り込んだ保守管理契約の締結など、諸対策が講じられてきている。

しかしながら、運転開始2ヶ月間の設備利用率は18.4%で、初期トラブルの発生などにより目標である21%に達していない状況にあり、できるだけ早期に運転が軌道に乗るよう、管理運営に万全を期されたい。

## 3 工業用水道事業の運営について（企業局）

### 1）飯梨川工業用水道事業の需要拡大対策について

飯梨川工業用水道事業の売水率は、ここ10年、60%台前半で推移し、当面契約水量の増加は期待できない状況にある。また、今後、施設の老朽化等に伴う修繕・改良事業が予定され、収益見通しが悪化していくことが想定されている。

については、安定的な用水供給に向けて、引き続き諸経費の節減や計画的・効

率的な修繕・改良事業の実施、適切な単価見直しを行うとともに、新規契約先の開拓や新たな活用策の検討など、新規需要の掘り起こしに努められたい。

## **2) 江の川工業用水道事業の需要拡大対策について**

江の川工業用水道事業は、事業開始以来、給水先は1企業であり、経済不況の影響もあって、売水率は11.7%で低水準に止まった。

昨今の厳しい経済環境にはあるが、今後の需要拡大に向けて、知事部局、地元市、関係団体等と連携を密にしながら、引き続き用水型企業の誘致等に努めるとともに、用水の有効活用策について検討されたい。

## **3) 八戸川工業用水道建設事業のあり方について**

八戸川工業用水道建設事業については、県営八戸ダムに23万 $\text{m}^3$ の用水を確保し、そのうち江の川工業用水事業に5万 $\text{m}^3$ 、江の川水道事業に2万7千 $\text{m}^3$ の用水を利用しているが、残りの15万3千 $\text{m}^3$ については、昭和51年のダム完成以来利用されることなく現在に至っている。

具体的な水需要の見込みがなく、事業開始の見通しのない当該事業を企業局事業として、建設仮勘定に管理費を計上し続け、資産を増大させている状況は、事業実態を適正に表示すべき企業会計上も適当ではない。

企業局においては、この事業についての包括外部監査意見や決算審査意見を受け、これまで種々検討がされてきたものの、結論が見出せていない。

こうしたことを踏まえ、昨年度の審査意見で「一般会計への移管なども含め、県と協議のうえ、その扱いを決定されたい。」と述べたところであるが、進展が図られるよう、課題や問題点を整理し、県との協議を積極的に進められたい。

## **4 水道事業の運営について（企業局）**

### **1) 江の川水道事業の事業運営について**

#### **① 今後の事業運営について**

江の川水道事業については、市の参画水量に対して使用水量が少ないことか

ら供給単価が割高となるため、一般会計からの補助や電気事業会計からの借入れにより、供給単価の引き下げや平準化措置が行われている。

江津市においては、旧江津市にかかる全ての簡易水道の上水道切替が完了し、当面、水需要の増加は見込めない状況にある。こうした中、企業局、大田市、江津市の三者で「水道事業に関する総合的検討会」が設置されたところであり、今後料金のあり方や効率的運営等について様々な視点から協議を進められたい。

## ② 運転監視業務の外部委託について

江の川水道事業については、平成21年10月から管理運営の効率化に伴う組織体制見直しの一環として、夜間及び土曜・日曜・祝日の運転・監視業務の外部委託が計画されている。安全・安心な水の安定供給は、企業局の業務の根幹であり、民間への業務委託にあたっては、業務内容や責任体制の明確化等に留意し、適切な運営の確保に万全を期されたい。

## 2) 斐伊川水道建設事業の推進について

斐伊川水道建設事業は、県東部地域における安定的な水道用水供給対策として、山佐ダムを水源とする第1期拡張事業に次ぐ第2期拡張事業として位置づけられ、平成23年度の供給開始に向け、建設工事が順調に進められてきている。

引き続き建設事業費の縮減に努めるとともに、供給開始まで1年数ヶ月となる中で、適切なスケジュール管理のもとに、供給開始に向けた諸準備に万全を期されたい。

特に、将来展望を踏まえた東部地域における水の安定供給に向け、料金設定のあり方や運営管理の効率化などについて、十分な検討、協議を行われたい。

## 3) 飯梨川水道事業の事業運営のあり方について

飯梨川水道事業における水供給は、施設能力の限界に達しつつある中で、平

成20年度は、ろ過機能低下による給水制限が実施されるなど、浄水設備、取水施設とも施設規模、機能面で課題を抱えながらの運用となっている。

また、飯梨川水道事業においては今後、施設・設備の老朽化に伴う改良・更新や耐震化に向け、相当の投資が必要とされ、企業局では向こう10年間の改良計画を策定し、順次事業を進めていくこととしている。一方、取水施設のように、斐伊川水道建設事業の水需要や供給開始時期との関連で、改良・更新の具体的方針等が定まっていない事業もある。

いずれにしても、東部地域における水の安定供給のために、重要な役割を担う飯梨川水道の事業運営のあり方について、斐伊川水道建設事業との関連を踏まえ、検討を進められたい。

## **5 宅地造成事業の運営について（企業局）**

厳しい経済環境におかれているが、今後とも、未分譲地の売却促進に向け、知事部局、地元市、関係団体等と連携し、引き続き分譲促進に努められたい。

## **6 企業局全事業について**

### **1) 次期経営計画の策定に向けて**

次期経営計画の策定に向けては、現経営計画の戦略目標と行動計画に掲げられた各施策・事業について、改めて評価や検証を客観的に行っていくことが必要である。

また、計画の策定にあたっては、県民、関係企業、関係市町等に企業局の経営の現状や課題、展望を分かりやすく情報提供し理解を深めることも大切である。

その上で、積み残された課題や企業局の今日的ニーズ、将来的役割を十分に踏まえた、経営の基本方針や事業展開、収支見込みを明らかにした計画となるよう、外部の意見等を取り入れながら策定作業を進めていく必要がある。

## II 昨年度の意見に対する措置状況の評価

### 一般会計及び特別会計

1 次の事項については、具体的な改善措置が講じられたことを評価するものであり、一層の推進を期待したい。

- (1) 資金前渡の適切な執行について (各部主管課、出納局)
- (2) マイレージの取扱いについて (人事課)
- (3) 企業立地促進助成金（雇用助成）の運用について (企業立地課)
- (4) 児童・生徒の体育・課外スポーツ活動等における事故防止について (義務教育課、保健体育課)

2 次の事項については、具体的な改善措置が一部講じられたもの、又は改善措置に向けて具体的に着手されているものであり、今後の状況を見守りたい。

- (1) 税外収入に係る未収金対策について (各部主管課、出納局)
- (2) 公用車のリース方式の導入について (人事課、財政課、出納局)
- (3) 職員定期健康診断における要精密検査者の受診率向上について (人事課)

3 次の事項については、改善措置がなされていないもの、あるいは改善措置がまだ不十分であると認められるものであり、引き続き改善を進められたい。

該当なし

## 企業会計

### 1 次の事項については、具体的な改善措置が講じられたことを評価するものであり、一層の推進を期待したい。

- (1) P F I 事業による施設維持管理等の円滑な推進について  
(こころの医療センター)
- (2) 医療事務の委託契約について (病院全事業)
- (3) 電力自由化への対応について (電気事業)
- (4) 経営計画の推進について (企業局全事業)

### 2 次の事項については、具体的な改善措置が一部講じられたもの、又は改善措置に向けて具体的に着手されているものであり、今後の状況を見守りたい。

- (1) 医療従事者の確保について (中央病院)
- (2) 内部統制について (病院全事業)
- (3) 未収金対策について (病院全事業)
- (4) 隠岐大峯山風力発電所の経営の健全化について (電気事業)
- (5) 江津高野山風力発電所の運営管理について (電気事業)
- (6) 江の川水道事業における支出の抑制と新たな需要拡大について (水道事業)
- (7) 斐伊川水道建設事業の推進について (水道事業)

### 3 次の事項については、改善措置がなされていないもの、あるいは改善措置がまだ不十分であると認められるものであり、引き続き改善を進められたい。

- (1) 地方公営企業法の全部適用について (病院全事業)
- (2) 引当金の計上について (病院全事業)
- (3) 飯梨川工業用水道事業の需要拡大対策について (工業用水道事業)
- (4) 江の川工業用水道事業の需要拡大対策について (工業用水道事業)
- (5) 八戸川工業用水道建設事業のあり方について (工業用水道事業)
- (6) 各工業団地の分譲促進について (宅地造成事業)